

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
～略～			～略～		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機 関	事 務	特 定 個 人 情 報	機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 町 長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報	1 町 長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報
2 町 長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) ひとり親家庭等医療関係情報 (7) 児童手当	2 町 長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報 (5) ひとり親家庭等医療関係情報 (6) 児童手当関係情報

		<u>関係情報</u>			
<u>3</u> <u>町</u> <u>長</u>	<u>寒川町ひとり</u> <u>親家庭等の医</u> <u>療費助成に関</u> <u>する条例によ</u> <u>るひとり親家</u> <u>庭等の医療費</u> <u>助成に関する</u> <u>事務であって</u> <u>規則で定める</u> <u>もの</u>	<u>次に掲げる情報</u> <u>であって規則で</u> <u>定めるもの</u> <u>(1) 地方税関</u> <u>係情報</u> <u>(2) 国民健康</u> <u>保険関係情報</u> <u>(3) 後期高齢</u> <u>者医療保険関係</u> <u>情報</u> <u>(4) 障害福祉</u> <u>関係情報</u> <u>(5) 自立支援</u> <u>関係情報</u> <u>(6) 児童扶養</u> <u>手当関係情報</u>	<u>3</u> <u>町</u> <u>長</u>	<u>寒川町ひとり</u> <u>親家庭等の医</u> <u>療費助成に関</u> <u>する条例によ</u> <u>るひとり親家</u> <u>庭等の医療費</u> <u>助成に関する</u> <u>事務であって</u> <u>規則で定める</u> <u>もの</u>	<u>次に掲げる情報</u> <u>であって規則で</u> <u>定めるもの</u> <u>(1) 地方税関</u> <u>係情報</u> <u>(2) 医療保険</u> <u>関係情報</u> <u>(3) 障害福祉</u> <u>関係情報</u> <u>(4) 自立支援</u> <u>関係情報</u> <u>(5) 児童扶養</u> <u>手当関係情報</u>
(略)			(略)		
～略～			～略～		
			<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行す</u> <u>る。</u>		